



**令和7年度
いわき市防犯カメラ設置支援モデル事業**

事前申請の手引き



**令和6年11月 作成
いわき市役所生活安全課**

—もくじ—

1.はじめに |

2.事前申請までの流れ

2-1 防犯カメラの設置について検討する
. |

2-2 設置場所、設置台数、撮影範囲を決める
. |

2-3 防犯カメラの機種を選定し、見積書を取り寄せる
. 3

2-4 事前協議書を提出する 3

(別添資料)

資料1 事前協議書・記入例

資料2 防犯カメラの設置予定場所の位置図の見本

資料3 防犯カメラの撮影範囲がわかるものの見本

1.はじめに

本手引きは、『いわき市防犯カメラ設置支援モデル事業補助金交付要綱』に基づき、補助金利用にあたって対象となる要件や申請の流れのほか、防犯カメラの設置に関する基準等を示しております。この手引きを参考にして、適切な措置を講じてくださいますようお願いいたします。

＊各項目に、よくある質問（Q&A）を記載しております。ご参照ください。

＊ご不明な点は生活安全課（電話22-1152）にお問い合わせください。

2.事前申請までの流れ

2-1 防犯カメラの設置について検討する

防犯カメラを設置するにあたり、設置費用や維持管理費用が掛かるほか、撮影された映像を適切に管理する必要があるなど、自治会等において様々な負担や調整が必要となります。

設置にあたっては、防犯カメラ設置の目的や必要性について、自治会等においてしっかりと協議し、検討する必要があります。

なお、協議・検討の結果、設置を決定する場合は、役員会や総会において団体内での同意を得るようにしてください。

よくある質問（Q&A）

Q.協議・検討の経過や意思決定に係る書類は必要か。

A.書類の提出は不要ですが、設置後にトラブル等が発展しないよう、きちんと同意を得るようにしてください。

2-2 設置場所、設置台数、撮影範囲を決める

設置場所や設置台数、大まかな撮影範囲を決め、撮影範囲に家屋や事業所が含まれる場合は、住民や事業者の説明し、了承を得てください。

よくある質問(Q & A)

Q1.設置場所についてどういったところを想定しているのか。

A1.電柱への設置や、私有地や道路沿いに独立柱を立て、防犯カメラを設置することを想定しています。なお、電気料金は団体に請求されるようにしてください。

Q2.公民館や集会所など、公共施設への設置は可能か。

A2.まずは、A1での回答にあるように電柱や独立柱を立てて設置することをご検討ください。

公共施設への設置を希望する場合、当該施設を所管している市の部署へ協議や申請が必要となります。

なお、公共施設に設置した場合でも、電気料金は団体が負担*することになります。

また、事前協議の結果で交付対象となった場合でも、担当部署の判断で設置できない場合がありますのでご了承ください。

*ソーラータイプの防犯カメラを設置する、施設の外部から電線を引き込む、など。

Q3.土地所有者との調整は団体が行うのか。

A1.団体で行っていただきます。なお、市有地等で所管する部署が不明な場合は生活安全課(22-1152)にお問い合わせください。電柱や道路沿いに専用柱を設置する場合については8ページをご参照ください。

Q4.設置台数(申請台数)に制限はあるか。

A4.制限はありませんが、選考する中で、一部のみを交付対象とするなど、調整を行う場合がありますので、ご了承ください。なお、調整する場合は該当する団体にご連絡します。

Q5.撮影範囲に制限はあるか。

A5.道路、公園、その他不特定多数の者が利用する場所が中心(撮影する画像面積の概ね2分の1以上)であって、特定の個人及び建物等を監視しないようにしてください。

※公園内を撮影する場合は、公道も映りこむように設置すること。

※ごみ集積場や、投棄の多い山道等、不法投棄の防止を目的とする場合は補助の対象外。

Q6.撮影範囲を決める際に警察等に相談したり確認を求める必要はあるか。

A6.必須ではありませんが、設置場所及び撮影範囲について警察等の第三者の意見を求めることも推奨します。

2-3 防犯カメラの機種を選定し、見積書を取り寄せる

機種を選定し、設置業者に見積もりを依頼してください。

※つぎの性能を有する防犯カメラを推奨します。

- ・屋外用カメラで防塵、防水機能を備えたもの
- ・有効画素数が200万画素以上で、夜間撮影が可能なもの
- ・24時間作動し、2週間以上の撮影データが保存されるもの

よくある質問(Q & A)

Q1. 推奨されている性能を満たしていない防犯カメラは補助対象外なのか。

A1. あくまで『推奨』している性能なので、満たしていない防犯カメラでも対象となりますが、目的に定める効果を得るためには、一定の性能を有している防犯カメラを選定することが重要です。

Q2. 購入する防犯カメラのカタログや仕様書を提出する必要はあるか。

A2. 提出する必要はありません。

2-4 事前協議書を提出する・・・令和7年1月31日(金)まで

■提出書類

- ☐ 事前協議書
- ☐ 防犯カメラの設置予定場所の位置図
- ☐ 防犯カメラの撮影範囲がわかるもの
- ☐ 防犯カメラの設置に係る見積書の写し

※事前協議の内容は選考の過程で関係団体に提供する場合があります。

※2月末を目途に、市から事前協議結果通知書を送付します。

事前協議の内容や全体の提出件数により選考し、交付対象とならない場合や、対象となる台数を調整する場合がありますので、工事の契約などは補助金の交付決定後(5月下旬頃送付予定)に行ってください。

※交付が決定された団体は、期限までに交付申請書等を提出してください。

交付申請等の手続きについては、事前協議結果通知に案内を同封します。

よくある質問(Q&A)

Q1.提出方法は。

A1.次の宛先に郵送でご提出ください。

〒970-8686

いわき市平字梅本21番地 いわき市役所 生活安全課 行

Q2.見積書について有効期限などあるか。

A2.見積日から1か月以内のものを使用してください。見積日から1か月以上経過している場合は再度見積書を取り寄せるか、見積額に変更が無いことを確認してください。

掲載内容に係る問合せ・申請先

〒970-8686

いわき市平字梅本21番地

いわき市役所 生活安全課 交通安全防犯係

電話：（22）1152